

多世代交流・健康増進拠点施設整備専門会議設置要綱

(設置)

第1条 本市が行う多世代交流・健康増進拠点施設の整備等に関し、専門的な立場から有識者の意見及び助言を求めるため、「多世代交流・健康増進拠点施設整備専門会議(以下「専門会議」という。)」を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門会議は、次に掲げる事項について意見を述べ、助言を行うものとする。

- (1) 多世代交流・健康増進拠点施設の整備に係る基本設計に関すること。
- (2) その他、多世代交流・健康増進拠点施設整備に当たり、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 専門会議は、委員5名以内で組織する。

- 2 委員は、福祉、市民生活、観光及び都市計画の各分野において識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 市長は、委員が欠けたときは、その委員の属する分野から新たな委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から多世代交流・健康増進拠点施設整備に係る基本設計が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 専門会議に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、専門会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員がやむを得ない理由により会議を欠席する場合、会長は、当該委員の申出により代理出席を認めることができる。
- 3 会長は、会議の開催に当たっては、市職員のうち、都市計画、建築及び観光につ

いて見識を有する者の出席を求めることができる。

4 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認めるときは、会長は、会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 専門会議の庶務は、山口市総合政策部スマートシティ推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。